

令和7年9月25日

社会保険労務士様

東京都金属プレス工業健康保険組合

被扶養者資格の再確認について（お願い）

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして格段のご理解ご協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

さて、当健康保険組合では各事業主あてに「被扶養者資格の再確認について」
を別添（写）のとおり通知しましたので、受託事業所に対しましてご指導くださ
いますようお願いいたします。

(写)

東 金 プ 健 発 第 109 号
令 和 7 年 9 月 25 日

事 業 主 様

東京都金属プレス工業健康保険組合
理 事 長 嶋 村 誠
(公 印 省 略)

被扶養者資格の再確認について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして格段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も厚生労働省通知に基づき被扶養者資格の再確認を以下のとおり実施いたします。今年度より^{注1} オンライン資格確認にて被扶養者要件を満たしていることの確認ができた方および22歳以下の被扶養者は対象から除いております。取扱につきましては別紙「取扱要領」をご確認ください。

- 1 対 象 者 0歳から22歳までの被扶養者を除いた全員
※オンライン資格確認にて被扶養者要件の確認済者は除く
- 2 送付書類 ①被扶養者資格確認対象者一覧表
②健康保険被扶養者調査票記入例
③健康保険被扶養者調査票
※令和7年9月1日現在、被扶養者資格を有している方
(被扶養者認定日が令和7年4月1日以降の方を除く)
- 3 提出書類 ①健康保険被扶養者調査票
②資格確認書類等
※健康保険被扶養者調査票に資格確認書類等をホチキスでとめ、被保険者番号順にご提出ください
- 4 提出期限 令和7年10月24日(金)
※ 健康保険被扶養者調査票および資格確認書類等の未提出により被扶養者資格の再確認が出来ない方は、被扶養者資格が継続できなくなりますのでご注意ください

注1) マイナンバーによる情報連携を利用し、前年収入や他保険加入資格情報、世帯情報(同居)について事前に確認をいたします